



平成 21 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼
最高執行責任者 (COO) 秋本 道弘
(コード番号 4767: 東証一部)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役兼執行役管理本部長
木村 元
電話 03-3502-8887

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 6 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」と言う。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ①決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除し、あわせて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ②「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- ③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ④その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p><u>3</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程に</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2</u> 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>

<p>よる。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にその都度招集する。</p> <p>2 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主及び実質株主名簿に記載または記録された実質株主とする。</p> <p>第14条～第52条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にその都度招集する。</p> <p>2 前項の定時株主総会において、株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>第13条～第51条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第3条 <u>株券喪失登録簿への記載または記録は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第4条 <u>本附則第2条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
---	---

3. 定款変更の日程

定時株主総会開催日 平成21年9月25日

定款変更の効力発生日 平成21年9月25日

以上